

○紀の川市国民健康保険及び後期高齢者医療脳ドック検診費用助成事業実施要綱

令和5年3月3日

告示第33号

(目的)

第1条 この告示は、脳ドック検診に要する費用（以下「検診費用」という。）の一部を予算の範囲内で助成することにより、脳血管疾患を早期発見・治療し、重症化を防ぐとともに、健康の保持及び医療費の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「脳ドック検診」とは、病院又は診療所において、無症状若しくは未発症の脳及び脳血管疾患又はその危険因子を発見し、それらの発症又は進行を防止するために行われる検診で、磁気共鳴断層撮影（以下「MRI」という。）及び磁気共鳴血管撮影（以下「MRA」という。）による画像診断並びにこれらの検査と併せて行う問診、診察等の検診をいう。

(医療機関)

第3条 この事業は、市と脳ドック検診の実施に関する委託契約を締結している医療機関（以下「医療機関」という。）において実施する。

(募集)

第3条の2 市長は、この事業の定員を予算の範囲内で決定するものとし、申請がその定員を超えた場合は公正な方法をもって助成の対象予定者を決定し、その定員に満たない場合は必要に応じて追加募集を行うことができるものとする。

(対象者)

第4条 検診費用の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる保険種別に応じて、それぞれ当該各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 国民健康保険

ア 当該年度の4月1日及び受診日において、紀の川市国民健康保険の被保険者であること（4月7日までに4月1日からの加入の手続が終了している者を含む。）。ただし、追加募集の場合は、追加募集に係る申請の受付を開始した日の属する月（以下「募集月」という。）の初日及び受診日において、紀の川市国民健康保険の被保険者であること（募集月の7日までに同月1日からの加入の手続が終了している者を含む。）。

イ 当該年度末日において年齢が30歳以上であること。

ウ 脳ドック検診に必要な個人情報を市が医療機関へ提供すること及び受診結果等の個人情報を市が医療機関から提供を受けることに同意をしていること。

(2) 後期高齢者医療制度

ア 当該年度の4月1日及び受診日において、和歌山県後期高齢者医療制度の被保

険者であること。ただし、追加募集の場合は、募集月の初日及び受診日において、和歌山県後期高齢者医療制度の被保険者であること。

イ 当該年度の4月1日及び受診日において、紀の川市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、追加募集の場合は、募集月の初日及び受診日において、紀の川市の住民基本台帳に記録されている者であること。

ウ 脳ドック検診に必要な個人情報を市が医療機関へ提供すること及び受診結果等の個人情報を市が医療機関から提供を受け、和歌山県後期高齢者医療広域連合に提供することに同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1) 国民健康保険税の滞納世帯に属する者又は後期高齢者医療保険料を滞納している者

(2) 脳血管疾患の治療を受けている者

(3) 入院中の者

(4) 妊娠中の者

(5) MRI・MRA検査が禁忌なペースメーカー又は金属類が体内に留置されている者

(6) 医師又は医療機関に、脳ドック検診の受診が困難と判断されている者

(申請)

第5条 検診費用の助成を受け、脳ドック検診を受診しようとする対象者（以下「受診希望者」という。）は、紀の川市国民健康保険・後期高齢者医療脳ドック検診費用助成申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、市長に申請しなければならない。ただし、市長が指定する電子申請等による申請をした場合は、この限りでない。

2 当該年度に本市が実施する特定健診（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療健康診査（同法第125条の規定により和歌山県後期高齢者医療広域連合が行う健康診査をいう。以下同じ。）を受診した者は、特定健診又は後期高齢者医療健康診査の検査項目を含む脳ドック検診を受診することができないものとする。

(承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、受診を認めるときは、承認を決定し、紀の川市国民健康保険・後期高齢者医療脳ドック検診受診承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を当該受診希望者に交付するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、受診を認めないときは、紀の川市国民健康保険・後期高齢者医療脳ドック検診受診不承認通知書（様式第3号）を当該受診希望者に交付するものとする。

(情報の提供)

第7条 市長は、医療機関に対し、前条の規定により承認書の交付を受けた者（以下「助成決定者」という。）の受診に必要な個人情報を事前に提供するものとする。

第8条 削除

(受診)

第9条 助成決定者は、医療機関に受診したい日時を予約し、市長が指定する期日までに受診しなければならない。

2 助成決定者は、受診する医療機関において、紀の川市国民健康保険の被保険者であること又は和歌山県後期高齢者医療制度の被保険者であることの確認を受けた上で、承認書及び医療機関が定める必要書類等を提出しなければならない。

(検診結果の通知)

第10条 医療機関は、前条の規定により脳ドック検診を受診した者（以下「受診者」という。）に対し、検診の結果を通知しなければならない。

(受診者の負担)

第11条 検診費用のうち受診者が負担する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、その残額を市が助成するものとする。ただし、助成は、当該年度を通して1人につき1回を限度とし、受診者が脳ドック検診以外の検査を受診した場合は、当該受診者の負担とする。

(1) 特定健診及び後期高齢者医療健康診査を実施する医療機関 10,000円

(2) 特定健診及び後期高齢者医療健康診査を実施しない医療機関 5,000円

(承認の取消し等)

第12条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の承認を取り消し、市長が医療機関に支払った検診費用に相当する金額を当該受診者に返還させるものとする。

(1) 受診者の申告に不備がありMRI・MRA検査が禁忌なペースメーカー又は金属類が体内に留置されており、撮影継続不能になったとき。

(2) 受診者から既往歴又は心身の状態において検診継続不能な可能性がある旨の申告がなかったとき。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア MRI・MRA撮影時に不随意運動等が急遽出現し、固定具を使用しても画像が乱れ撮影継続不能状況となったとき。

イ 閉所恐怖症等の既往がなく、MRI・MRA撮影時に初めて閉所恐怖症等が発覚し撮影継続不能状況となったとき。

ウ その他、医療機関が脳ドック検診の実施が困難と判断したとき。

(3) 検診当日に受診者の都合により、脳ドック検診の取消し又は尿検査以外の検査継続不能の申出があったとき。

- (4) この告示又は医療機関の規程に違反したとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により受診の決定を受けたとき。
- 2 助成決定者は、受診を中止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届けなければならない。
- 3 市長は前2項の規定により、助成の承認を取り消したときは、紀の川市国民健康保険・後期高齢者医療脳ドック検診受診承認取消通知書（様式第4号）により、助成決定者に通知するものとする。

（検診費用の請求）

第13条 医療機関は、実施した脳ドックの検診費用を、受診者の負担分を除き、請求書に脳ドック受診者名簿及び受診結果を添えて市長に請求するものとする。

（医療機関への支払）

第14条 市長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに当該医療機関に支払うものとする。

（委任）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（紀の川市国民健康保険成人病検査（脳ドック）助成事業実施要綱の廃止）
- 2 紀の川市国民健康保険成人病検査（脳ドック）助成事業実施要綱（平成18年紀の川市告示第30号）は、廃止する。
（紀の川市後期高齢者脳ドック助成事業実施要綱の廃止）
- 3 紀の川市後期高齢者脳ドック助成事業実施要綱（平成22年紀の川市告示第40号）は、廃止する。

附 則（令和6年12月27日告示第153号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。